

住民票の写し・印鑑登録証明書・税関係証明書を諏訪地方6市町村で相互交付を行っています

住民票の写し等の広域交付について

諏訪地方6市町村すべての窓口で住民票の写しや印鑑登録証明書、税関係証明書を受け取ることができます。勤務地などでは是非ご利用ください。

■証明書の種類

- 1 住民票の写し
- 2 印鑑登録証明書
- 3 地方税に関する証明書
- * 所得、課税、扶養証明
- * 納税証明
- * 固定資産税評価証明
- * 公租公課証明
- * 軽自動車納税証明
- (継続審査用)

■請求のできる人

- 1 住民票の写しは
 - * 住民票に記載されている本人
 - * 本人と同一世帯の人
 - * 本人の委任状を持参した人
- 2 印鑑登録証明書は
 - * 印鑑登録証を持参した人
- 3 地方税に関する証明書は
 - * 納税義務者本人
 - * 納税義務者本人の委任状を持参した人

■取り扱い場所・時間

- * 各市町村住民担当窓口
- * 平日(開庁日) 午前8時30分から午後5時15分まで

■持ち物

- * 印鑑・手数料
- 印鑑登録証明書を請求する人は印鑑登録証を持参ください。
- なお、必要に応じ、身分を証明するもの(運転免許証、健康保険証等)の提示をお願いすることがあります。

住民基本台帳ネットワークシステム(住基ネット)により住民票の写しの広域交付を行っています

全国どここの市町村でも自分や世帯の住民票の写しを取ることができます。

- * 写真付の身分証明書(住基カード・運転免許証・パスポート等)の提示が必要です。

* 交付できる住民票は、自分と自分の世帯に限ります。

* 住民票には、戸籍の表示が省略されます。

郵便でも請求できます
「住民票の写し」「戸籍謄(抄)本」

郵便により、住民票の写し・戸籍謄(抄)本の請求ができます。

請求を希望される方は、便箋等に必要事項を記入の上、請求してください。また、町内の郵便局に「住民票の写し・戸籍謄(抄)本・公的年金現況届交付申請書」を備え付けていますのでご利用ください。

【住民票の写しの請求】

■請求できる人

- * 本人及びその人と同一世帯の人
- * 手数料 1件 300円

【戸籍謄(抄)本の請求】

■請求できる人

- * 本人及びその人と直系血族の人
- * 手数料 戸籍謄(抄)本(今の戸籍) 1件 450円

改製原戸籍謄(抄)本及び除籍謄(抄)本 1件 750円

【請求方法】

(1) 便箋等に必要事項を記入する。

〈住民票の写し〉

- ・住所(請求する住民票の住所)
- ・世帯主名

- ・請求住民票の内容・通数
- ・請求者住所・氏名・押印
- ・電話番号

・世帯主との続柄

〈戸籍謄(抄)本〉

- ・請求戸籍の本籍番地
- ・筆頭者名
- ・請求戸籍の内容・通数
- ・請求者住所・氏名・押印
- ・電話番号

・筆頭者との続柄

(2) 郵便局で手数料代金分の「定額小為替証書」を購入する。

- (3) 返信用封筒にご自分の住所・氏名等を記入し、80円切手(通数が多い場合は実費送料)を貼る。
- (4) 返信用封筒に「請求書、定額小為替証書、返信用封筒」を同封

し、80円切手を貼って富士見町役場住民福祉課住民係にお送りください。

毎週火曜日は午後7時まで窓口業務の一部を延長しています

窓口業務の一部を延長しています。ただし火曜日が休日の場合は翌日となります

■取り扱い業務

▼住民福祉課窓口

- 住民票の写し
- 印鑑登録証明書
- 印鑑登録

▼財務課窓口

- 納税証明
- 所得資産に関する証明

■問い合わせ先

- 住民福祉課住民係
- 62・9112 (有)9112
- 財務課町民税係
- 62・9122 (有)9122
- 財務課資産税係
- 62・9124 (有)9124